

議第 123 号

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

水道事業の安定財源確保のため、水道料金の改定を行うもの。併せて、水道事業、簡易水道事業で格差のあった負担金を統一するため、当該条例の一部を改正又は廃止するもの。

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第176号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | |
|---|------------------------------------|------|---------------|------------------------------|---------------|------------------------------------|---|
| <p>(経営の規模)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域、<u>計画給水人口</u>及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 <u>東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原、萩原町西上田の各一部</u></p> <p>(2) <u>計画給水人口</u> 7,600人</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 簡易水道事業の名称及び給水区域、<u>計画給水人口</u>及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称及び給水区域</u> <u>別表のとおり</u></p> <p>(2) <u>計画給水人口</u> 33,310人</p> <p>(3) <u>1日最大給水量</u> <u>17,316立方メートル</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>萩原簡易水道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>萩原町萩原、上村、花池、桜洞、中呂の各一部</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>浅水簡易水道</u></td> <td style="text-align: center;"><u>萩原町上呂、桜洞、尾崎、野上、羽根、古関、跡津の各一部</u></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 給水区域 | <u>萩原簡易水道</u> | <u>萩原町萩原、上村、花池、桜洞、中呂の各一部</u> | <u>浅水簡易水道</u> | <u>萩原町上呂、桜洞、尾崎、野上、羽根、古関、跡津の各一部</u> | <p>(経営の規模)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の給水区域、<u>給水人口</u>及び1日最大給水量は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給水区域 <u>下呂市水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第177号)第2条第1項に定める区域</u></p> <p>(2) <u>給水人口</u> 7,600人</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 簡易水道事業の名称及び給水区域は、<u>下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第76号)別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>4・5 (略)</p> |
| 名称 | 給水区域 | | | | | | |
| <u>萩原簡易水道</u> | <u>萩原町萩原、上村、花池、桜洞、中呂の各一部</u> | | | | | | |
| <u>浅水簡易水道</u> | <u>萩原町上呂、桜洞、尾崎、野上、羽根、古関、跡津の各一部</u> | | | | | | |

| 改正後 | | 改正前 |
|----------|--------------------------------------|-----|
| 釜ヶ野簡易水道 | 萩原町西上田の一部 | |
| 四美簡易水道 | 萩原町四美の一部 | |
| 宮田簡易水道 | 萩原町宮田、大ヶ洞、奥田洞、上呂の各一部 | |
| 山之口簡易水道 | 萩原町山之口、尾崎の各一部 | |
| 小坂簡易水道 | 小坂町大垣内、小坂町、大島、坂下、長瀬、赤沼田、落合、湯屋、大洞の各一部 | |
| 無数原簡易水道 | 小坂町門坂、岩崎、無数原の各一部 | |
| 門坂簡易水道 | 小坂町門坂の一部 | |
| 濁河給水施設 | 小坂町落合の一部 | |
| 竹原簡易水道 | 宮地、乗政の各一部 | |
| 中山簡易水道 | 保井戸、門原の各一部 | |
| 門和佐簡易水道 | 門和佐の一部 | |
| 中原東簡易水道 | 和佐、火打、瀬戸、焼石の各一部 | |
| 下呂東部簡易水道 | 御厩野、野尻の各一部 | |
| 和川簡易水道 | 夏焼、田口、蛇之尾の各一部 | |
| 久野川簡易水道 | 久野川の一部 | |
| 大林給水施設 | 小川の一部 | |
| 三ツ渕給水施設 | 三ツ渕の一部 | |
| 金山簡易水道 | 金山町金山、大船渡、下 | |

| 改正後 | | 改正前 |
|---------------|--------------------------------|-----|
| | <u>原町、中切、渡、福来、中津原、田島の各一部</u> | |
| <u>東簡易水道</u> | <u>金山町乙原、岩瀬、祖師野、戸部、東沓部の各一部</u> | |
| <u>菅田簡易水道</u> | <u>金山町菅田笹洞、菅田桐洞の各一部</u> | |
| <u>馬瀬簡易水道</u> | <u>馬瀬地域の一部</u> | |

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 下呂市水道事業給水条例(平成16年下呂市条例第177号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>下呂市水道事業(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第176号。以下「設置条例」という。))第1条第1項に規定する事業をいう。)の給水に係る料金、給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u>又は撤去(以下「給水装置工事」という。)の費用負担その他の供給条件を定め、もって給水の<u>適正を保持することを目的とする。</u></p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 下呂市水道事業の給水区域は、<u>設置条例第2条第2項第1号及び同条第3項第1号に定める区域とする。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>下呂市水道事業の給水についての料金、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去(以下「給水装置工事」という。)の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 下呂市水道事業の給水区域は、<u>水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第10条第1項による認可を受けた、次の区域</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>2・3 (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 <u>給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、検針が困難などの理由により、通常のメーターと離れた場所に別にメーター（以下「遠隔メーター」という。）を設置するときは、管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 <u>メーター及び遠隔メーター（以下「メーター等」という。）は、管理者が設置して、</u></p> | <p>とする。</p> <p>(1) <u>東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ケ野、三原の各一部</u></p> <p>(2) <u>萩原町西上田字下ノ平及び原ケ山の各一部</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 <u>給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(水道メーターの設置)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 <u>メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。</p> | <p>有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。</p> |
| <p>2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって<u>メーター等</u>を管理しなければならない。</p> | <p>2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって<u>メーター</u>を管理しなければならない。</p> |
| <p>3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために<u>メーター等</u>を亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> | <p>3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために<u>メーター</u>を亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。</p> |
| <p>（料金）</p> | <p>（料金）</p> |
| <p>第23条 料金は、1か月につき、別表に定める基本料金と従量料金との合計額<u>（遠隔メーターがあるときは、その使用料を加算した額）</u>に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> | <p>第23条 料金は、1か月につき、別表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> |
| <p>2 （略）</p> | <p>2 （略）</p> |
| <p>（料金の算定）</p> | <p>（料金の算定）</p> |
| <p>第24条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に、<u>メーター等</u>の点検を行い、その計量した使用水量をもって算定する。</p> | <p>第24条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に、<u>メーター</u>の点検を行い、その計量した使用水量をもって算定する。</p> |
| <p>2 （略）</p> | <p>2 （略）</p> |
| <p>（使用水量の認定）</p> | <p>（使用水量の認定）</p> |
| <p>第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</p> | <p>第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。</p> |
| <p>（1）<u>メーター等</u>に異常があったとき。</p> | <p>（1）<u>メーター</u>に異常があったとき。</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|-------|------------------------------|--|----------------|--|---|---------|-------|------------------------------|--|-----------------|-------------------|----------------|--|
| <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第35条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 メーターの口径に応じて次に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">メーターの口径</th> <th style="width: 50%;">負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートルの項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受水槽タンク以下の装置に<u>メーター等</u>を設置する場合は、前2項の規定を準用して得た額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(給水装置等の操作の禁止)</p> <p>第41条 <u>メーター等</u>、止水栓、私設消火栓その他特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> | メーターの口径 | 負担金の額 | 13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略) | | 75ミリメートルの項 (略) | | <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(負担金)</p> <p>第35条 給水装置の新設又は改造工事(口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、次の各号に定める金額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>(1) 新設工事 メーターの口径に応じて次に掲げる額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">メーターの口径</th> <th style="width: 50%;">負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>65ミリメートル</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,210,000円</u></td> </tr> <tr> <td>75ミリメートルの項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受水槽タンク以下の装置に<u>メーター</u>を設置する場合は、前2項の規定を準用して得た額を負担金として納入しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(給水装置等の操作の禁止)</p> <p>第41条 <u>メーター</u>、止水栓、私設消火栓その他特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外これを操作してはならない。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> | メーターの口径 | 負担金の額 | 13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略) | | <u>65ミリメートル</u> | <u>1,210,000円</u> | 75ミリメートルの項 (略) | |
| メーターの口径 | 負担金の額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 75ミリメートルの項 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| メーターの口径 | 負担金の額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13ミリメートルの項～50ミリメートルの項 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>65ミリメートル</u> | <u>1,210,000円</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 75ミリメートルの項 (略) | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(2) 正当な理由がなくて、第10条の給水装置の変更の工事施行、第16条の<u>メーター等</u>の設置、第24条の使用水量の計量、第37条の検査、第38条又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> | <p>(2) 正当な理由がなくて、第10条の給水装置の変更の工事施行、第16条の<u>メーター</u>の設置、第24条の使用水量の計量、第37条の検査、第38条又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> |

改正後

改正前

別表（23条関係）

別表（23条関係）

（1）料金

（1）基本料金

| 基本料金 | | 従量料金（月使用水量1立方メートルあたり） | | | | |
|----------|------------|-----------------------|---------------|----------------|-------------------|---------------|
| メーターの口径 | 1個につき | 10立方メートルまで | 11～80立方メートルまで | 81～500立方メートルまで | 501～1,000立方メートルまで | 1,001立方メートルから |
| 13ミリメートル | 1,000円 | ＝ | 156円 | 120円 | 116円 | 112円 |
| 20ミリメートル | 2,400円 | | | | | |
| 25ミリメートル | 3,700円 | | | | | |
| 30ミリメートル | 5,300円 | | | | | |
| 40ミリメートル | 9,500円 | | | | | |
| 50ミリメートル | 14,800円 | | | | | |
| 75ミリメートル | 33,300円 | | | | | |
| 営農用料金 | 上記口径別の基本料金 | 20円 | | | | |

| メーターの口径 | 算定の単位 | 金額 |
|----------|-------|---------|
| 13ミリメートル | 1個につき | 1,067円 |
| 20ミリメートル | 1個につき | 3,200円 |
| 25ミリメートル | 1個につき | 5,629円 |
| 30ミリメートル | 1個につき | 9,124円 |
| 40ミリメートル | 1個につき | 17,086円 |
| 50ミリメートル | 1個につき | 32,134円 |
| 65ミリメートル | 1個につき | 60,391円 |
| 75ミリメートル | 1個につき | 87,572円 |

備考 営農用料金は、営農飲雑用水事業で設置した給水区域で営農の用に水道を使用する場合に限る。

（2）遠隔メーター使用料

（2）従量料金

| メーターの口径 | 小口径 | 中口径 | 大口径（ネジ込み） | 大口径（フランジ） |
|----------|------|------|-----------|-----------|
| 1個1か月あたり | 267円 | 305円 | 343円 | 381円 |

| メーターの口径 | 算定の単位 | 金額 |
|----------|------------------------|----|
| 13ミリメートル | 10立方メートルを超える1立方メートルにつき | |

備考 小口径とは13～20ミリメートル、中口径とは25～30ミリメートル、大口径とは40ミリメートル以上のメーターとする。

| 改正後 | 改正前 | | |
|-----|-----------------|--|-------------|
| | <u>20ミリメートル</u> | <u>20立方メートルを超える</u> <u>1立方メートルにつき</u> | <u>110円</u> |
| | <u>25ミリメートル</u> | | |
| | <u>30ミリメートル</u> | | |
| | <u>40ミリメートル</u> | | |
| | <u>50ミリメートル</u> | <u>1立方メートルにつき</u> | |
| | <u>65ミリメートル</u> | | |
| | <u>75ミリメートル</u> | | |

(下呂市簡易水道事業給水条例及び下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の廃止)

第3条 下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年3月1日条例第76号)及び下呂市簡易水道事業分担金徴収条例(平成16年3月1日条例第77号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の第2条による改正後の第23条第1項及び別表の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道を使用しているものに係る料金であって、施行日から令和6年4月30日までの間に料金の額が確定するものにあつては、なお従前の例による。

3 この条例の第2条による改正後の第35条の規定にかかわらず、施行日前の申込みに係る負担金は、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例要綱

1. 改正理由

水道事業の安定財源確保のため、水道料金の改定を行うものです。併せて、水道事業、簡易水道事業（以下「各事業」といいます。）で格差のあった負担金を統一するため、関係条例の一部を改正又は廃止するものです。

2. 概要

- (1) 水道事業の給水区域を定め、簡易水道事業の計画給水人口及び1日最大給水量を追記します。

（第1条による改正中第2条関係）

- (2) 簡易水道事業の名称及び給水区域を定めます。

（第1条による改正中別表関係）

- (3) 水道料金及び負担金の統一に伴い、各事業の給水条例を一本化して規定します。

（第2条による改正中第1条関係）

- (4) 給水区域の引用する法令を、下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

（第2条による改正中第2条関係）

- (5) 各事業の負担金を下表のとおり統一し、市内で設置されていないメーターの口径65ミリメートルについての規定を削除します。

| 改正後 | | | | | | | | | (単価：円) |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|--------|
| 口径 | 13mm | 20mm | 25mm | 30mm | 40mm | 50mm | 65mm | 75mm | |
| 市内 | 22,000 | 55,000 | 99,000 | 154,000 | 308,000 | 561,000 | — | 1,540,000 | |
| 改正前 | | | | | | | | | |
| 上水道 | 22,000 | 55,000 | 99,000 | 154,000 | 308,000 | 561,000 | 1,210,000 | 1,540,000 | |
| 簡易水道 | 220,000 | 242,000 | 330,000 | 396,000 | 693,000 | 924,000 | — | 1,650,000 | |

（第2条による改正中第35条関係）

- (6) 各事業の水道料金を下表のとおり統一し、基本水量は一律（10^m³/月）とします。

| 改正後 | | | | |
|---------|------------------------|------------------------|------------------------|----------|
| 口径 (mm) | 基本水量 (m ³) | 基本料金 (円) | 月使用量 (m ³) | 従量料金 (円) |
| 13 | 10 | 1,000 | ~10 | — |
| 20 | | 2,400 | | |
| 25 | | 3,700 | 11~80 | 156 |
| 30 | | 5,300 | 81~500 | 120 |
| 40 | | 9,500 | | |
| 50 | | 14,800 | 501~1,000 | 116 |
| 75 | | 33,000 | 1,001~ | 112 |
| 営農 | | 上記、口径別 | 11~ | 20 |
| 改正前 | | | | |
| 区分 | 口径 (mm) | 基本水量 (m ³) | 基本料金 (円) | 従量料金 (円) |
| 上水道 | 13 | 10 | 1,067 | 110 |
| | 20 | 20 | 3,200 | |
| | 25 | なし | 5,629 | |
| | 30 | | 9,124 | |
| | 40 | | 17,086 | |
| | 50 | | 32,134 | |
| | 65 | | 60,391 | |
| | 75 | | 87,572 | |
| 簡易水道 | 13~75 | 10 | 1,429 | 124 |
| 営農 | 13~75 | 30 | 600 | 20 |

(第2条による改正中別表(1)関係)

(7) 簡易水道事業で使用している遠隔メーターの使用料を下表のとおり定めます。

| 改正後 (1個1か月あたり) | | | | |
|----------------|-------|-------|----------------|----------------|
| メーターの 口径 | 小口径 | 中口径 | 大口径 (ネジ 込み) | 大口径 (フラ ンジ) |
| 市内 | 267 円 | 305 円 | 343 円 | 381 円 |
| 改正前 | | | | |
| 簡易水道 | 267 円 | 305 円 | 343 円 | 381 円 |

(第2条による改正中別表(2)関係)

(8) 下呂市簡易水道事業給水条例(平成16年3月1日条例第76号)及び下呂市簡易水道事業分担金徴収条例(平成16年3月1日条例第77号)は廃止します。

(第3条関係)

(9) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(10) 第2条による改正後の第23条第1項及び別表の規定にかかわらず、施行日前から継続して水道を使用しているものに係る料金であって、施行日から令和6年4月30日までの間に料金の額が確定するものにあつては、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

(11) 第2条による改正後の第35条の規定にかかわらず、施行日前の申込みに係る負担金は、なお従前の例によるものとします。

(附則第3項関係)